

# 独立行政法人情報処理推進機構

## 第二期中期目標

## 目 次

前 文 .....	1
. 中期目標の期間 .....	4
. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 .....	4
1 . 健全な事業環境・市場環境を維持するための情報セキュリティ対策 .....	4
2 . 情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性を向上するための ソフトウェア・エンジニアリングの高度化 .....	4
3 . 高度なIT人材の育成とグローバルプラットフォーム戦略推進 .....	5
4 . 新たな技術革新の連鎖を産み出す基盤の形成 .....	6
. 業務運営の効率化に関する事項 .....	7
1 . 高度情報化社会の急速な進展に伴う諸課題への緊急対応 .....	7
2 . 機動的・効率的な組織及び業務の運営 .....	7
3 . 戦略的な情報発信の推進 .....	8
4 . 業務経費等の効率化 .....	8
5 . 総人件費改革への取り組み .....	8
6 . 調達の適正化 .....	9
. 財務内容の改善に関する事項 .....	9
1 . 資産の健全化について .....	9
2 . 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター) .....	9
. その他事業運営に関する事項 .....	9

## 独立行政法人情報処理推進機構第二期中期目標

### 前文

#### 1. 本格的情報化社会を迎えた経済社会の認識

##### (1) 情報化社会の本格的到来

劇的な技術革新と手軽で安価に利用できるブロードバンドの浸透により、我々は、多くの人たちが予想していたような高度な情報化社会の本格的な到来を迎えている。

こうした情報化社会において、企業活動に留まらず、個人の生活を支えるあらゆる社会システム、製品群がその機能をより便利に、効率的に実現するためにソフトウェアに大きく依存するようになり、その結果としてソフトウェアの需要が急増し、ソフトウェアの複雑化・大規模化が急激に進展している。また、情報化に関わる様々な技術が渾然一体となって急激に社会全体に浸透するようになっている。

このような情報化の急激な進展は、一方で複雑化・大規模化したソフトウェアに対する高い信頼性を迅速に満たすことを強く求め、その生産性と信頼性を抜本的に向上することを迫っている。また、様々な技術が混在して活用される中、先頭に立って情報化を支える人材に求められる知識や技能の範囲が急拡大することとなり、これを満たすような高度なIT人材が社会のあらゆる局面で必要とされるようになっている。

##### (2) 一般利用者の保護とITリテラシーの向上

情報化社会の到来は、ITの一般利用者\*である個人を主役として浮かび上がらせ、そうした人々の日常生活がサイバー空間上で展開される環境を顕在化させるに至った。 \*情報家電等IT機器やソフトウェア・サービスの利用者

こうした情報社会は、多くの一般利用者に生活の利便性と効率性をもたらしている反面、情報システム・ソフトウェアの不具合による事故や情報セキュリティ上の問題による打撃を一般利用者に直接及ぼすに至り、その被害が予測できないほど広範囲に及ぶ不安を与えるようになっている。

また、高度なITを活用する環境の中、組織・個人に求められる情報の管理が極めて複雑なものになり、ネットワークに参加する個人まで含めた全ての利用者に高いセキュリティ対策が求められるとともに十分なITリテラシーの普及・啓発が必要となっている。

### (3) 利用者主導の時代

情報化の進展は情報化の中心的担い手をも急速に変化させてきている。これまでは技術の供給者が中心となって情報化を牽引してきた状況から、ITが広く浸透するようになった結果、ITに何を求めるのか、それを如何に使いこなすかを主張する利用者が情報化を主導することが、社会の変化と一体化してITの実装化を進める上で極めて重要な鍵となっている。

すなわち、これまでの単なる供給者と利用者という立場を超え、供給者と利用者が渾然一体となって新たな経済社会システムを創出することが必要となり、どちらかだけを向いた一方向の施策では課題を克服できないような複雑な環境を形成している。

さらに、このような利用者主導の時代の到来は、利用者が単なる利用者であるという立場を喪失させようとしており、中小企業や地域にある事業者に至るまで、その存亡のためにIT利活用能力を求め、ITリテラシーを持つ人材を確保することを求める環境を産み出している。

### (4) 不可逆のグローバル化進展への認識：グローバルプラットフォーム構築戦略の展開

情報化の進展は、人間のあらゆる活動の物理的制約を低減させ、国境の役割をも変えようとしている。

このような環境の変化を捉えたインド、中国を始めとした新興国のIT事業者の本格的なグローバル展開と開発途上国におけるIT供給力の急激な向上は、こうしたグローバル化の流れをさらに加速させ、経済活動の効率化を促す国際標準が影響力を及ぼす領域を急速に拡大させている。

製品やサービスの国際的な供給体制の進展において特にアジアにおけるIT供給における品質や人材の強化に日本が積極的にリーダーシップを発揮、貢献していくことは、日本の5年から10年の高度情報化社会の質を決めることにもつながりかねない重要なテーマである。

またこうしたグローバル化は、力のある個人による国境・組織を超えたコミュニティを形成する基盤となり、その負の側面として高度なIT技術を有する国際的な犯罪集団が台頭する契機を与え、経済事犯を増加させるに至っていることも忘れてはならない。

### (5) 社会基盤：情報量の爆発的増大とコモディティの時代

ITインフラの普及に伴い、消費者からの情報発信や情報流通量の爆発的増大がコスト低下とともに進みつつある。オープンな集合知として活用できるコンプラットフォームを産業や一般利用者が活用できることを推進することが、新たな産業競争力強化やセキュリティをはじめ環境など社会的課題にも配慮した情報化時代の社会基盤強化につながる。

## 2. 情報処理推進機構に求められる役割

以上のような高度な情報化社会の到来を迎え、「情報処理の推進」から「情報社会システムの安寧と健全な発展」を目指したより幅広い施策の視点が強く求められるようになってきている。

情報処理推進機構は、前中期目標期間中において、情報セキュリティ対策など、高度な情報化社会における基盤を形成するための不可欠な取組みに精力的に取り組んできたところである。上記のような環境の変化を踏まえ、これまでの事業の蓄積を活かしながら、「IT新改革戦略」、「第1次情報セキュリティ基本計画」、「第3期科学技術基本計画」、「イノベーション25」、「知的財産計画」、「情報サービス・ソフトウェア産業維新」及び「高度IT人材の育成をめざして」等を踏まえつつ、当該機構は本中期目標期間において、情報社会システムを盤石なものとするための施策の一端を担うITの利活用を促進する中核機関として、

- (1) 健全な事業環境・市場環境を維持するための情報セキュリティ対策
- (2) 情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性を向上するためのソフトウェア・エンジニアリングの高度化
- (3) 高度なIT人材の育成とIT利活用レベルの向上
- (4) 新たな技術革新の連鎖を産み出す基盤の形成

を大きな旗印として、いずれもグローバル化をにらみつつ、その取組みを進めていくものとする。

なお、上記(1)から(4)については、今後5年間の急速な変化をにらみ、特に下記事項に重点をおきつつ3.以下の中期目標を設定した。

- (1) 健全な事業環境・市場環境を維持するための情報セキュリティ対策  
見えない脅威が増える中での未然の防御策の導入を推進する。  
電子マネー等の急速な普及がすすむ中、ITサービスにおける新たな問題発生領域についての分析・予測に対応する。  
一般利用者にとっても安心できるIT製品の安全性確保を推進する。
- (2) 情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性を向上するためのソフトウェア・エンジニアリングの高度化  
重要インフラ分野の情報システムに関し、システム障害に迅速に対応出来る仕組みづくりの検討、障害情報の収集・分析に努める。  
信頼性向上手法・技術の導入に向けた供給者・利用者の一体的な取組みを促進する。
- (3) 高度なIT人材の育成とIT利活用レベルの向上  
情報化社会の広がりを踏まえたIT経営促進、グローバル市場化への対応に向けた、多様な人材のレベルアップや必要な人材像の明確化を行う。  
経験や価値観を共有、評価できるIT人材のプロフェッショナルコミュニティを育成支援することにより、産学が連携した人材育成の好循環を確立する。

#### (4) 新たな技術革新の連鎖を産み出す基盤の形成

企業や個人の壁を超えた知識の共有化や、協働的イノベーションの促進に向けた取り組みを強化するため、オープンな技術基盤・利用環境（TRM等）を整備する。

#### **・中期目標の期間**

情報処理推進機構の平成20年度から始まる第二期における中期目標の期間は、5年（平成20年4月～平成25年3月）とする。

#### **・国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上**

##### **1.健全な事業環境・市場環境を維持するための情報セキュリティ対策**

コンピュータウイルス、脆弱性、不正アクセス、ボット等の日々の情報セキュリティ上の脅威に対応しつつ、「見えない化」が進んだ高度な新型マルウェアに対する分析を実施し、対策情報等の公表を行う。

インターネットに多様な機器が接続されている状況も踏まえ、社会で共有できる情報セキュリティ関連ツール等を積極的に提供する。

中小企業における対策の底上げを図るため、地域においても情報セキュリティ対策推進のための協力体制を構築する。

各国の情報セキュリティ機関との連携を一層強化し、我が国で作成したツール等を国際的に提供するとともに、各国の情報セキュリティに関する最新情報の収集に努める。

経済社会の急速な変化によって生じるリスクに的確に対応するため、国内外の関連データや研究結果の収集、多面的な分析、総合的な評価を行うとともに、政策提言、ガイドライン等を作成するための分析体制を整備する。

製品の安全性向上及び調達判断の明確化に資するため、国際標準に基づく評価・認証制度を効率的・効果的に運用する。また、暗号の安全性を適切に評価するとともに、安全性低下が進んでいる暗号について、企業等における円滑な移行を支援する。

##### **2.情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性を向上するためのソフトウェア・エンジニアリングの高度化**

ソフトウェアの品質・信頼性及び開発の生産性を向上させるため、ソフトウェアに起因する障害要因の分析把握、体系化、対応策の検討等を強化する。

供給者の経営層や利用者として一体となった取組みが不可欠であることから、利用者やセットメーカーが集まる業界団体やコミュニティ等との連携を十分に行うとともに、上流工程における取組みを強化し、これまで以上にトップレベルの経営者の参画を啓発する。

供給者と利用者の両者が合意できる信頼性基準・指標を策定する。

情報システム系については、品質、コスト、納期への影響が大きい、要求、設計といった上流工程における「見える化」手法等をはじめとして、ライフサイクルの各段階に応じたツール・手法を提供するとともに、その結果をフィードバックして、先端的・実用的なソフトウェア開発手法・技術を改良・開発する。組込み系については、スキルや開発プロセス等に関する標準を開発現場に浸透させていく。さらに、品質・信頼性に対する影響が特に大きいとされる上流工程（要件定義、設計等）や下流工程（テスト等）におけるセットメーカ・供給者間での課題を解決する手法・技術を開発する。また、機能安全規格などの国際的な動向を踏まえ、我が国における対応の在り方について検討する。

上記の活動を行う際には、我が国情報サービス・ソフトウェア産業のグローバルな競争力強化につながるよう、開発したソフトウェアエンジニアリング手法・指標等について国際的な関連機関との連携を深めるとともに、国際標準化に向けて取り組む。

上記の活動を通じて、産学官が連携したソフトウェアエンジニアリングの中核的機関として国際的なポジションの確立を目指す。

### **3．高度なIT人材の育成とグローバルプラットフォーム戦略推進**

<客観的な人材評価メカニズムの構築・プロフェッショナルコミュニティ育成>  
企業等の組織が行う情報システムに携わる人材評価の透明化、客観化のための環境を整備する。

プロフェッショナルコミュニティにおいて、ハイレベルのプロフェッショナル認定の在り方について検討を行うなど、積極的な支援を行う。

内外のIT人材情勢について情報を収集・分析の上、必要な政策提言を行う。今後求められる高度IT人材像に即した情報処理技術者試験の改革を行う。新たな試験では、ユーザとベンダの垣根を越え、両者に共通する知識・スキルを問う制度とする。特に、社会人として誰もが備えるべきITの基礎的知識を問う「ITパスポート試験」を創設するとともに、受験機会の増大の観点から、C B T（Computer Based Test）方式の早期の導入を図る。

<人材の発掘・育成>

IT分野においては、グローバルに通用する人材が発掘・育成され、我が国IT産業の競争力強化につながる環境・ネットワーク作りに努める。

初等中等教育段階を含めた若年層に対して集中的な育成プログラムを実施することにより、若年層のITに対する意識の向上と、ITを自在に活用できる優れた人材を育成する。

<情報化社会のプランナー育成>

ITを活用した行政やビジネスモデルの構築を目指して、ビジネススクールや

専門職大学院等と連携した教育プログラムを整備する。

< 産学連携による実践的教育システムの支援・普及 >

産業界・高等教育機関間でのより広い連携協力関係を構築し、各種教育機関の特色と産業界のニーズを踏まえた高度IT人材の育成を支援する。

企業において高等教育機関の教員が実務経験等を得る機会の拡大を支援するとともに、若手社会人等に対し、ソフトウェアエンジニアリング手法等の体系的獲得を促すための教育プログラムを整備する。

< グローバルプラットフォームの確立 >

ソフトウェア開発のグローバル化等に伴い、特にアジア圏におけるIT人材の確保、流動化を図るため、情報処理技術者試験と各国試験制度との相互の認証を推進する。

ITスキル標準等の各国での展開を支援する。

< 地域や中小企業において活躍できる環境整備 >

機構が有する人材育成、セキュリティ、IT利用に関する総合的な知見を研修等を通じて総合的に提供することで、中小企業のIT利活用能力の向上を図る。地域におけるIT利活用推進の取組みと連携を行い、人材育成等への支援を積極的に行う。

#### 4. 新たな技術革新の連鎖を産み出す基盤の形成

##### (1) オープンな標準の整備

政府調達では、特定ベンダのロックインの弊害がこれまで散見されてきたところ、平成19年3月に公表された政府調達の基本指針により分離調達の方針やオープンな標準の活用の方針が示された。他方で、この方針に基づき分離した機能をオープンな標準で接合するための参照モデル等が不足している。政府調達の基本指針に基づく分離調達にも適合し、開放的で柔軟な情報システムの構築のために活用できる技術標準のガイドを策定・メンテナンスし、これらのオープンな標準等に関する適合性評価機能を提供する。さらに、旧来型の情報システムから、新しい技術動向(SOA、SaaS等)に則り、オープンな標準に基づいた情報システムへ移行するためのツールを提供し、開放的で柔軟な情報システム構築を支援する。

##### (2) グローバルなイノベーション加速：国際展開のリエゾン機能の提供

日中韓を中心としたアジアにおけるオープンソフトウェアの開発・活用等に関する協力を行う。特に、三か国で共通カリキュラムの策定・普及等を行いオープンイノベーションを担う人材が輩出される環境を整備する。また、欧米等の世界の関係機関と連携して、最新情報を収集・提供する。



### (3) 優れたソフトウェア開発を支える債務保証事業

「一般債務保証業務」は第一期中期目標期間内に廃止し、第2期ではイノベーションの創出を図るため、優れたソフトウェア開発を行う事業者に対して、「新技術債務保証業務」を効果的、効率的に行う。

なお、当該業務については、的確な金融判断を発揮する観点から、新技術債務保証基金の規模の適切な見直し等を図った上で、今後の業務実績等を踏まえつつ、第二期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。

一般債務保証業務廃止に伴う政府出資金相当額については、所要の法改正が措置されることを前提に、被保証者から当該融資金融機関への償還状況を勘案しつつ、第二期中期期間を目途に国庫に全額返納するものとする。

### (4) 中小ITベンチャーへの支援

ソフトウェアのサービス化に対応したイノベーションを産み出せるITベンチャーの創出・発展を促進する。

### (5) 業務の見直し

未踏ソフトウェア創造事業、中小ITベンチャー支援事業、オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業については、第一期中期目標期間をもって廃止する。また、中小企業経営革新ベンチャー支援事業は平成21年度をもって終了し、オープンソフトウェア利用促進事業は平成22年度をもって終了する。

## **・業務運営の効率化に関する事項**

### **1. 高度情報化社会の急速な進展に伴う諸課題への緊急対応**

今後、情報セキュリティ問題の複雑化や、情報システムの脆弱性に起因する問題が、顕在化し、機構のリソースに対するニーズが急速に高まっていくと考えられる。第二期中期目標期間においては、そうした諸問題に対して第一期で培った経験・ノウハウをベースに、外部からの専門家の雇用や、機構内においても、部門間の枠を超えた対応が可能となるよう、新たな諸問題に柔軟かつ迅速に対応出来る組織運営を実施する。

### **2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営**

- (1) PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しを行う。
- (2) 部署間連携の強化など、サービスの質の向上・業務運営の効率化を促進するため、機動的・効率的に組織を運営する。
- (3) 業績評価制度の徹底、外部研修活用を積極的に行い、職員の能力向上を図る。
- (4) 情報処理技術者試験の試験会場の確保及び運営業務について、第二期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。
- (5) 支部については、業務の民間競争入札の結果を踏まえ、問題がない場合には、第二期中期目標期間中に全廃する。

### 3．戦略的な情報発信の推進

#### (1) ITに係る情報収集・発信

内外の産業動向・技術動向等を常に把握し、積極的な情報収集、情報発信を行う。

ITに関する統計的調査・分析を実施するとともに、ITに関する「技術ロードマップ」の策定を行う。

専門人材（PM等）についての情報を整備し利便性の高い情報提供を行う。

#### (2) 戦略的広報の実施

事業成果について経済社会に対する効果や貢献に関し、調査を行い、その結果について広く公開し、国民の理解を得るよう努める。

事業成果については、事業終了後早期に公開する。

事業の成果発表会を開催するなど、積極的な成果普及に努める。

#### (3) 業務・システムの最適化

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」等の政府の方針を踏まえ、第一期中期目標期間中に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、各業務における事務の電子化を推進し、顧客ニーズに応じた電子サービスの利便性の向上を図る。

#### (4) 先進的な内部統制への取り組み

組織の効果的・効率的な運営管理に資するため、機構の透明性を確保するとともに、リスク管理、コンプライアンスの強化を図るなど内部統制の確立を図る。

### 4．業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、当該中期目標期間中、一般管理費（人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く）について毎年度平均で3%以上の効率化、業務費についても新規・拡充分を除き3%以上の効率化を行う。

### 5．総人件費改革への取り組み

総人件費については、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を図る。また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえて、役職員給与について適切に見直しを実施する。さらに、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

## **6. 調達適正化**

一般競争入札の導入・範囲拡大等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化を図る。具体的には、随意契約については、平成19年12月に法人が策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、やむを得ない案件を除き、原則、平成20年度末までに一般競争入札等に移行するとともに、その取り組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施することとする。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

### **・財務内容の改善に関する事項**

#### **1. 資産の健全化について**

- (1) 自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、適切な受益者負担を求めていくこととする。
- (2) 情報処理技術者試験については、受験手数料収入による財政基盤を確立し、円滑な事業運営を図る。
- (3) 決算・セグメント情報の公表の充実等、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する。

#### **2. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）**

地域ソフトウェアセンターの経営改善及び継続の見極め

- (1) 地域ソフトウェアセンターについて、設立趣旨及び事業展開に留意しつつ、出資総額に対する繰越欠損金の割合を可能な限り、当該中期目標期間中に減少させる。
- (2) 地域ソフトウェアセンターの解散については、倒産以外であっても、事業の成果が見込めず、かつ、一定の基準に該当するものは、他の株主や関係者と協力し、当該中期目標期間内に整理をするものとする。

### **・その他事業運営に関する事項**

管理業務の合理化を図り、管理業務に関わる支出額（人件費）の総事業費に対する割合を抑制するものとする。